

防災行政無線から訓練放送が流れます

全国瞬時警報システム

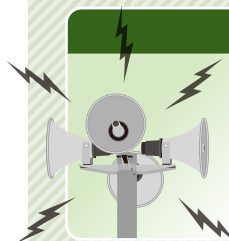
ジェイ アラート

「J-ALERT」訓練放送

緊急地震速報や弾道ミサイル情報など、迅速に情報を伝達する必要がある場合に、消防庁から受信した情報を自動的に防災行政無線で放送します。

とき 5月19日(水)午前11時

内容



「チャイム音」
「これは、ジェイアラートのテストです。」×3回
「こちらは、広報尾張旭です。」
「チャイム音」

問い合わせ先 / 市役所危機管理課災害対策係 ☎76-8127

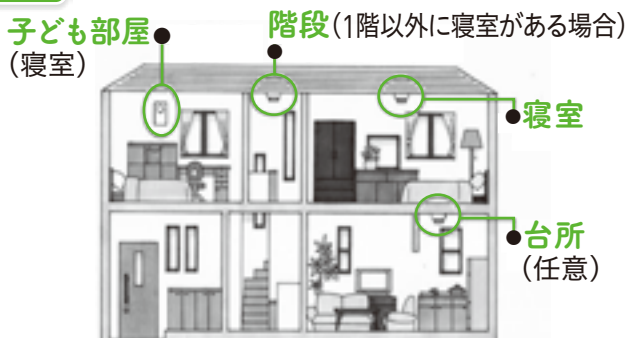
- あさひ安全安心メール、防災アプリ、電話・ファクス防災情報配信サービスも同時刻に配信・放送
- 地震や気象状況などによって、中止や内容を変更する場合あり
- 無線放送が聞き取れなかった場合は、☎0120-775-121に電話すると放送内容を聞き直すことができるほか、防災アプリでも内容を確認できます

もしものために、設置・点検を！住宅用火災警報器

全ての一般住宅(共同住宅などの住居部分を含む)に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。万が一火災が発生したときに、住宅用火災警報器が鳴るよう日頃から手入れと動作確認をしましょう。



設置場所



- 寝室・子ども部屋**
普段の就寝に使う部屋
- 階段**
寝室がある階(屋外に避難できる出口がある階を除く)の階段最上部
- 台所(任意)**
火災の原因となりやすい場所です。できる限り設置してください。



日頃のお手入れのポイント

- 点検方法**
(月1回程度)
本体から下がっているひもを引くか、ボタンを押して音が鳴るか点検
- 乾電池・リチウム電池タイプは交換を忘れずに**
音やランプで交換時期を知らせてくれます(最新機種 of 多くは電池寿命が10年程度ですが、使用期間が10年を超える警報器は本体の交換をお勧めします)。
- 誤作動が起こったときは**
本体のひもやボタンなどで停止し、誤作動の原因となる煙や湯気などが直接かからない所に取り付けてください。



住宅用火災警報器の給付

対象者	①65歳以上の一人暮らしのかた ②障がい等級2級以上の身体・精神障がい者、A・B判定の知的障がい者のみの世帯など
その他	いずれも所得に応じて自己負担あり
問い合わせ先	①市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143 ②市役所福祉課障がい福祉係 ☎76-8142

問い合わせ先 / 消防本部予防課予防査察係 ☎51-0352